

報道関係者各位

令和6年4月12日

重要土地等調査法に基づく「注視区域」及び「特別注視区域」の指定について

令和6年4月12日付け内閣府告示第91号により、本市の一部区域が「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（通称「重要土地等調査法」）に基づく「注視区域」及び「特別注視区域」に指定されましたので、お知らせいたします。

1 本市の指定区域

下記の施設の周辺概ね1kmの区域

区域の種別	重要施設の名称
特別注視区域	北吸係留所、第1区（舞鶴地方総監部）、舞鶴衛生隊、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、舞鶴航空基地、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、岩子火薬庫、白浜火薬庫 ※北吸係留所、第1区（舞鶴地方総監部）が指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設であることから、その周辺概ね1kmが特別注視区域に指定されています。
注視区域	空山タカン地区、空山気象レーダー地区
注視区域	舞鶴衛生隊、大波燃料貯蔵所、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、舞鶴航空基地、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、岩子火薬庫、白浜火薬庫、乙島火薬庫 ※下線部は、その周辺概ね1kmが特別注視区域にも含まれている施設です。
注視区域	舞鶴警備隊瀬崎地区
注視区域	槇山中継所

※区域図については別紙のとおり

2 区域指定の施行日

令和6年5月15日（水）

（次頁あり）



SDGs 未来都市

舞鶴市 企画政策課（担当：松岡、西）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1042、FAX: 0773-62-5099

E-mail: plan@city.maizuru.lg.jp

3 区域の指定に伴う主な措置

施行日以後、内閣府が区域内の土地・建物の利用状況を調査し、防衛関係施設の機能を阻害する行為が認められた場合、行為を中止するよう勧告・命令が行われます。

また、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、事前の届出が必要になります。

4 広報周知について

本法律の国民に対する周知は、一義的には内閣府で行われるとともに、住民からの問合せについても、内閣府が設置する専用コールセンターで対応されますが、地方公共団体に対しても市民への広報周知についての協力依頼があり、広報まいづるへの掲載、メール配信サービス及び市公式LINEでの情報発信、関係自治会への情報提供を行う予定としております。

【重要土地等調査法の制度や手続き等に関するお問合せ先】

内閣府重要土地等調査法コールセンター

0570-001-125（平日 9:30～17:30）

以上

